

長野市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年6月21日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

措置の通知書

平成 27 年度 随時監査（工事監査・後期）（27 監査第 205 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 積算について</p> <p>(1) 随意契約における諸経費の算出に関し注意すべきもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書 3 ページ)</p> <p>平成 27 年度小蟹沢改修工事において、諸経費の算出を違算した事例があった。</p> <p>本工事は、平成 26 年度小蟹沢改修工事（繰越工事）に関連し、随意契約で発注を行った工事である。国及び県の積算基準及び標準歩掛によると、工期を重複して随意契約により追加で工事を発注する場合、各工事の諸経費の合計額は、各工事を一括発注した場合の諸経費と同額となるように算出しなければならないとされている。</p> <p>しかし、本河川改修工事においては、諸経費を調整し減額されていなかったものである。</p> <p style="text-align: right;">(河川課)</p> <p>(2) 豪雪地域の機械損料の算出に関し注意すべきもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書 3 ページ～4 ページ)</p> <p>妻科地区の水道管舗装復旧工事において、豪雪地域の機械損料の補正分が算出されていない事例があった。</p> <p>国土交通省が定めた「請負工事機械経費積算要領」(昭和 49 年 3 月 15 日付け建設省機発第 44 号) の第 5 第 1 項第 1 号によると、豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 1 項の規定により指定された地域（豪雪地域）では、雪のため作業が出来ない等の理由で機械の不稼働日数が多い地域では、不稼働分の機械損料を補正するとされている。</p> <p>しかし、当舗装復旧工事箇所は、豪雪地域でありながら機械損料の補正がされていなかったものである。</p> <p style="text-align: right;">(水道維持課)</p>	<p>指摘事項については、工事を随意契約で発注する場合の諸経費の算出方法の理解不足が原因であったため、工期を重複し追加で随意契約する場合の諸経費は、国、及び県の積算基準に則り適切に積算するよう、課内会議（平成 28 年 4 月 8 日）において、職員に周知徹底した。また、発注前の設計書に審査表を添付し、係員、係長、課長補佐、課長によるチェック体制を強化することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(河川課)</p> <p>妻科地区の水道管舗装復旧工事において、豪雪地域の機械損料の補正分が算出されていない事例については、当該舗装復旧工事箇所を豪雪地域と認識せずに設計し、照査等の段階においても同様の認識により、誤った設計金額で算出してしまった。</p> <p>今後、同様な誤りを防止するため、本課職場研修会（平成 27 年 10 月 22 日、23 日）において全職員に対して、当該事象の報告をし、改めて課内での徹底・改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(水道維持課)</p>

措置の通知書

平成 27 年度 随時監査（工事監査・後期）（27 監査第 205 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(3) 設計単価の算出に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>清掃センター修繕工事及びオーバーホール工事において、設計単価の算出を誤った事例があった。</p> <p>本工事 2 件の積算に当たり、設計単価を確定させるため、施工業者から見積徴取を行い、その見積価格に査定率を乗じて設計単価としている。しかし、設計書への見積価格の転記誤りにより、設計単価が誤ったものである。 (清掃センター)</p> <p>(1)から(3)に共通する事項</p> <p>積算ミス等による工事価格の誤りは、入札時の最低制限価格等にも影響を及ぼすものであり、入札及び契約事務の適正な執行については契約課長から平成 27 年 11 月 27 日付けで通知されたところである。</p> <p>設計積算にあたっては、国及び県等の積算基準や要領等を改めて確認するなど、単純な積算誤りをしないようチェック体制の強化に努められたい。</p>	<p>指摘事項については、設計書への見積単価の転記ミスであり、施工業者の見積書提出から設計書作成までに時間的余裕が無く、内部でのチェック体制が十分に機能していなかったことが原因であった。</p> <p>今後の工事設計については、施工業者に対し余裕のある見積書の提出指示、設計書作成後複数職員による読み合わせ確認など照査体制の強化を図り内容を再確認するよう職員に周知徹底し改善を図った。(平成 27 年 12 月 21 日)</p> <p>(清掃センター)</p>

措置の通知書

平成 27 年度 随時監査（工事監査・後期）（27 監査第 205 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 施工について (1) 現場の安全管理に関し注意すべきもの (報告書 5 ページ)</p> <p>北長池地区の配水管移設工事において、安全かつ確実な土留工が施工されていない事例があった。</p> <p>国土交通省が定めた「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編」(平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 1 号)の第 6 章「土留工」第 41「土留工を必要とする掘削」によると、地盤を掘削する場合は、掘削の深さ、掘削を行っている期間、当該工事区域の土質状況、地下水の状況及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案して、土留工の形式を決定し、安全かつ確実な施工ができるようにしなければならない。この場合、地面に対して垂直に掘削する深さが 1.5m を超える場合に原則として土留工を施工するものとされている。</p> <p>現場は、車道側に既設水道管も並列し、さらに片側交互通行により車両を通行させながらの作業が行われており、土砂崩落の危険性が高い状況であったと言わざるを得ない。</p> <p>危険な状態での掘削の作業は、土砂崩落事故につながる可能性が高まるため、安全に配慮した設計、施工を徹底されたい。</p> <p>(水道整備課)</p>	<p>本工事は、歩道設置に支障となる配水管を移設する小規模工事であるが、本現場は 1.5m を超える掘削深が必要であり、現場の状況から土留工を用いた設計・施工をすべきであった。</p> <p>当課では、12 月 4 日に課内会議を開催し、本事例を用いた設計の改善（土留工の計上）や、現場における安全な施工方法等について職員に周知徹底した。</p> <p>また、12 月 16 日開催の工事請負者と上下水道局職員を対象とした安全講習会では、掘削に伴う土留工の適切な施工について講習を行うなど、発注者・受注者共に安全に対する意識の高揚と安全管理の徹底を図った。</p> <p>(水道整備課)</p>

措置の通知書

平成 27 年度 随時監査（工事監査・後期）（27 監査第 205 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 工事施工計画書の提出に関し注意すべきもの</p> <p style="text-align: center;">(報告書 5 ページ)</p> <p>区画整理事業の駅南幹線道路築造工事において、工事着手前に提出すべき工事施工計画書が提出されていない事例があった。</p> <p>「長野市建設工事共通仕様書」の第 1 編「共通編」1-1-5「施工計画書」においては、「請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について監督員に提出しなければならない。また変更が生じた場合には、そのつど該当工事に着手する前に監督員に提出しなければならない。」とされている。</p> <p>当工事は、計 3 回の変更契約を行っているが、2 回目の工期延長の変更契約においても工事施工計画書の提出は必要であるところ、提出されないまま完成に至っている。</p> <p>工事施工計画書は、発注者及び受注者が工事目的物を完成するために確認する重要な書類であるため、市監督職員は確認及び適正な提出について、指導・徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(駅周辺整備局)</p>	<p>第 2 回目の変更契約に工事施工計画書の提出を求めなかったことについて、工期の延長を軽微な変更と誤った解釈をしたことが原因であり、建設工事共通仕様書に関する理解が不足していたものである。</p> <p>再発防止のため、平成 28 年 4 月 15 日に開催した整備局内担当者会議において、共通仕様書等に基づき提出が必要な書類等を確認し、適正な処理を行うよう周知徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">(駅周辺整備局)</p>

措置の通知書

平成 27 年度 随時監査（工事監査・後期）（27 監査第 205 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>第 6 意見 大規模施設の建設工事に伴う市と設計事業者等相互の確認体制の強化について (報告書 6 ページ)</p> <p>長野市芸術館大ホールにおいて、舞台が見えにくい席（以下「見切れ席」という。）が存在することが工事完了後に判明したことについて、意見を申し上げる。</p> <p>芸術館は、イベント等により市内外から多くの人が集まる文化芸術振興の拠点となるものであり、さらに質の高い音楽や芸術鑑賞等に末永く使用できることが市民に期待されている専門性を有した施設である。</p> <p>そのため市は、建設に当たり、平成 20 年から有識者等による検討を行うとともに、市民への説明や市民意見の募集、さらには議会との十分な協議を経て、平成 23 年 4 月に「第一庁舎・長野市民会館建設基本計画」を策定した。</p> <p>それによると、「大ホールは、クラシック音楽など「生の音」の響きを重視する演目を主体とし、ミュージカル・演劇や舞踊・ダンス、邦楽、ポピュラー音楽、講演会などにも対応する音楽主目的ホール」を前提として計画されており、客席数は「1,300 席程度」とし、客席形状は「鑑賞環境の良い席をより多く確保できるものとする」ことを求めている。</p> <p>しかし、設計事業者は、基本設計及び実施設計の設計と条件である基本計画に定める客席形状を満たしているかどうかの検証及び確認を行っていなかった。また市は、設計図等での検証ができず、工事完了まで見切れ席の存在に気付かなかったものである。</p> <p>このため市は、「長野市第一庁舎及び長野市民会館建設 実施設計業務委託」に係る業務委託契約書約款第 40 条第 1 項に基づき、見切れ席の修補を請求し、設計事業者は、設計の瑕疵を認め修補するとしている。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	<p>今後建設する客席のある大規模施設建設においては、良好な鑑賞環境の確保のため、全客席からの舞台の見え方やサイトラインの詳細を確認できる図書を設計成果に盛り込むこととすることで改善を図る。</p> <p>また、今後建設する客席のある大規模施設建設では、工事途上のチェック体制を強化し、再発防止に努めることで改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(第一庁舎・長野市芸術館建設事務局)</p>

措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・後期）（26 監査第 150 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>(続き)</p> <p>ただし、見切れ席の修補を行っても、見切れ席が完全に解消されるものではなく、今後の大ホールの運営・管理等に課題が残ることになる。</p> <p>今後、このような客席のある施設建設においては、設置目的の重要な要素である鑑賞環境について、客席からの舞台の見える割合やサイトライン（*）の詳細図面を設計図書に盛り込むなど改善を図られたい。</p> <p>また、大規模施設工事の施工において、工事監理を設計当事者以外の第三者に任せるなど、工事途上のチェック体制の強化にも努められたい。</p> <p>*サイトライン…劇場などで、観客の目とステージを結ぶ視線のこと。</p> <p>(第一庁舎・長野市芸術館建設事務局)</p>	